

令和8年度「まぎる ひろがる つながる」ワクワク子ども体験活動環境づくり事業業務委託仕様書(案)

1 委託業務名

令和8年度「まぎる ひろがる つながる」ワクワク子ども体験活動環境づくり事業業務

2 業務の目的

地域で展開される学びをとおした多様な体験活動は、子どもたちの自尊感情を高め、自分らしく生きる力を育むとともに、地域に誇りと愛着を感じる子どもの育成につながる。子どもたちの体験格差の課題への取組が求められている。

より広く子どもたちや若い世代も含めた地域住民が参画し、地域コミュニティの中で連携・協働し、子どもの体験活動を創出するために、社会教育士を中心とした社会教育人材の育成を図り、子どもの体験格差を解決するための環境づくりを目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和9年(2027年)2月26日(金)まで

4 委託業務内容

(1) 業務概要

本県の社会教育士(社会教育主事講習を受講修了された方、地域の社会教育関係団体で活動される方等社会教育に関心のある方も含む)が、地域の人・モノ・コトをつなぎ、子どもの体験活動の機会の創出を目指し、地域住民、企業、団体等の専門性とそのつながりを生むためのコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を汎用的に活用するための資質向上のため、学びの場(研修事業)、参加者同士や子どもやその保護者・若者世代と意見交換を行う場(交流事業)、県内の住民主体で企画・運営する子どもの体験活動事業のフィールドワーク(視察事業)を開催する。あわせて、それらの事業やその成果をもとに、社会教育士が住民主体の子ども体験活動創出等、地域の社会教育の推進に寄与することを啓発するリーフレットを作成する。

(2) 具体的な業務内容(詳細については、事前に、県と十分に協議するものとする。)

以下により企画・運営・作成を行う。

- ① 開催回数:5回想定している(研修事業・交流事業、視察事業を各1回以上、開催場所は県内北部・中部・南部で最低各1回の開催が望ましい。)
- ② 開催時期:令和8年(2026年)6月～令和9年(2027年)1月
- ③ 開催方法:会場開催。研修事業はオンライン配信も併用して開催する。
- ④ 対象者:社会教育士、市町社会教育行政担当課、社会教育関係団体で活動される方等
- ⑤ 参加者数:各回社会教育士30人程度を想定。その他、市町社会教育行政担当者、社会

教育関係団体には県より依頼する。

- ⑥ 開催時間:1 回あたり 2 時間 30 分～3時間の範囲とする。
- ⑦ プログラム:プログラム構成や進行を行うに当たっては、以下の点に留意する。

- 各回、プログラムを設けること。
- 研修会(セミナー)の実施については、会場での聴講およびオンラインでの聴講のいずれも可能なハイブリッド型で開催すること。
- オンラインでの聴講は「Zoom」を使用し、そのアカウントは、県が準備し、その投稿用 URL についても県が準備する。
- 子どもやその保護者、若者世代との交流会を実施する際は、5名前後のグループに分け、各グループにファシリテーター役を 1 名以上配置すること。ファシリテーター役は、参加者である社会教育士で行う。ただし、交流会参加者の不安、緊張を軽減するよう交流会の中にアイスブレイク等を取り入れて実施すること。
- 講師や事例報告者、ファシリテーター役の人選、フィールドワークの実施場所については、県と十分に協議した上で、依頼交渉にあたるよう留意すること。

- ⑧ 参加者募集:参加者募集の告知(チラシ 1,000 枚/回、および電子データ)の制作、広報を行うこと。広報にあたっては、県内の社会教育に関心のある方の参加が見込めるよう工夫すること。ただし、市町社会教育行政担当者、社会教育関係団体への周知は県が行う。また、県では、報道機関向けのプレスリリースや県ホームページ、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」などで周知を行うことを想定している。事業参加者の集約、連絡は、事業受託者が行うこと。受講終了後、受講者全員に追跡調査の実施を予定している。募集に関しては、県と調整して行うこと。
- ⑨ アンケートの実施:参加者にアンケートを実施し、とりまとめること。アンケートの内容については、県と協議を行うこと。
- ⑩ 成果物の作成:本リーフレットは、本事業の成果を周知するとともに、社会教育士が住民主体による子どもの体験活動の創出等にどのように関与し、地域の社会教育の推進に寄与できるかを分かりやすく示すことを目的として作成する。内容は、制度の説明にとどまらず、具体的な活動事例や活用イメージを提示し、行政、学校、地域団体等が社会教育士の活用を具体的に検討できる構成とすること。また、期待される効果や導入の流れを示し、実際の行動につながる内容とする。表現は平易で分かりやすいものとし、図表や写真等を効果的に用いて、直感的に理解できるデザインとすること。リーフレットの作成に当たっては、その形式、構成案を提案の上、県と 12 月に協議を行い作成すること。啓発資料は紙媒体 2,500 部、電子データで納品することとし、納品時期は令和9年2月26日(金)17 時までとする。
【納品場所】滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
- ⑪ 経費の支出:イベントに招聘した者への謝金および旅費やフィールドワーク実施者への謝礼、会場使用料および参加者に配布する資料印刷費、交流会の準備・開催に係る費

用、事業やその成果をもとに、社会教育士の活躍促進のためのリーフレットの印刷費、事業の企画・実施のための通信費・参加者の保険については受託者が負担すること。

- ⑫ 記録の作成: イベントの参加者数、出演・参加者の発言録、アンケート結果および当日の様子を撮影した資料を作成し、開催回ごとに県に提出すること。開催後、1か月以内に提出することとする。(県は、提出された記録を滋賀県学習情報提供システム「におねっと」に掲載することを想定している。)
- ⑬ その他: 企画・運営にあたっては、随時、県と協議を行うこと。

5 実績報告

業務完了後、速やかに実績報告書(任意形式)を作成し、県に納品すること。なお、その際は、電子データ(DVD 等)により納品することとする。提出期限については、令和9年2月26日(金)17時までとする。【納品場所】滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
【実績報告書の納品場所】

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

6 留意事項

(1) 一般事項

- ・受託者は、当該受託業務について管理者を置き、本県との協議および事務打合わせに出席させる等、連携を密にして事業を実施するものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
- ・管理者には、本業務を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任するものとする。
- ・県は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求められることができるものとする。
- ・業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- ・本業務の履行に際し、制作に必要な素材は、受託者が取材することで調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- ・本業務の遂行にあたり作成された成果物に関する著作権やデザインやイラスト等、業務で発生した権利は滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- ・その他、当該事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様書に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、生涯学習課と協議し、その指示に従うこと。

- ・契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- ・受託者は、受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 10 年間これを保存するものとする。

(2)秘密保護・個人情報保護

- ・受託者は、滋賀県個人情報保護条例および個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
- ・委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- ・委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

(3)再委託

- ・受託者は当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること(再委託)ができる。
- ・受託者が、再委託を行う場合は、適正に管理監督を行う観点から、あらかじめ承認申請書を提出すること。承認申請書には、再委託の相手方の名称・所在地、再委託の業務範囲・期間、再委託の理由、再委託に係る契約金額等、承認における妥当性の判断に必要な事項の記載をすること。
- ・県は受託者に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。